

第二回 取手市特別職報酬等審議会次第

日 時：令和7年2月20日（木）17時30分～

場 所：議会棟大会議室

1. 開 会
2. 事務局あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 審 議
 - （1）市議会の運営、議員活動等について
 - （2）その他
5. 次回の開催日程等について
6. 閉 会

取手市特別職報酬等審議会 委員の皆様からの事前ご質問事項と 対応する資料一覧

- ・議長、副議長、議員の職務内容は。
- ・市議会がないとき、議員の方はどのような活動をしているのか。
※(関連内容) 議会や議員の活動のうち議員の会期以外の活動状況は？

- ・資料①「市議会議員・議長・副議長の職務内容と議員活動」
- ・(参考) 資料②「取手市議会のこれまでの特色ある取組」

- ・本会議の日数、会議時間および議会の開催回数を教えてください。
※(関連内容) 本会議の開催時間は？(平均でも可)
- ・議会への出席率(リモートを含む)の割合はどの程度か。
欠席した方の理由にはどのようなものがあるか。

- ・資料③ - 1 「本会議の日数、会議時間、開催回数、出席状況」
- ・資料③ - 2 令和6年第2回定例会会期日程
(予算・決算議会以外の定例会の事例として)
- ・資料③ - 3 令和6年第3回定例会会期日程
(予算・決算議会の事例として)
- ・資料③ - 4 令和6年第3回定例会の事前通告スケジュール
(事前通告制度が多い定例会を例として)
- ・資料③ - 5 令和6年第1回定例会の際の議案付託表
(議案数の多い定例会を例として)

- ・各委員会があるが、内容と日数や活動状況は。
(委員会ごとに示していただければありがたい)
※(関連内容) 各委員会の開催時間は？(平均でも可)
- ・議会への出席率(リモートを含む)の割合はどの程度か。
欠席した方の理由にはどのようなものがあるか。

- ・資料④「委員会の内容、日数、活動状況、開催時間」

- ・議員職の他に職業を持っている方は24人中何名いるのか。
その方はどのような仕事を持っているか。

・資料⑤「議員の兼業の状況」

- ・議員には、俗に言う政務活動費となる手当が出ているのか。
出ている場合の金額は。
国会議員と同様に非課税で領収書不要か。

・資料⑥「取手市議会政務活動費の状況」

- ・議員報酬を役務の対価と捉えて、「●●業務について1時間あたり●●円」×
「●時間」というような積み上げの根拠を持っていたり、基本給、業務加給、
家族手当のような内訳の根拠を設定している自治体はあるか。
また、そのような自治体の資料はあるか。

- ・資料⑦ - 1 「議員報酬の状況と経緯、積み上げ計算方式と加算」
- ・資料⑦ - 2 「議員報酬等の状況」
(総務省 地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書
(令和2年9月) 参考資料から抜粋)
- ・資料⑦ - 3 「適正な議員報酬の水準の検討について」
(総務省資料)

市議会議員・議長・副議長の職務内容と議員活動

1 議員の職務

議会や議員の位置づけや役割について、地方自治法では次のように規定されています。

- 第 89 条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

この条文は令和5年に大きく改正されたものです。それまでは「普通地方公共団体に議会を置く。」としか定められておらず、法律上議員の職務が明確ではないという課題がありました。それを踏まえ、地方議会の役割、議員の職務の明確化を図った改正とされています。

第 89 条第 2 項を意識すると、「議会は、市の重要な意思決定に関する事件を議決したり、法で定められた検査・調査などの権限を行使する」といった役割となります。取手市議会における議員の職務として考えられるものとして、以下のようなことが挙げられます。

(1) 本会議・委員会に関連する職務（この後の資料③及び資料④で詳しく記載します）

- ① 本会議・委員会への出席
 - ② 様々な議案などの審査や、その議案に対する賛否の表明（表決）
 - （議案などの例）
 - ・ 条例（市の制度）
 - ・ 予算の審査（当初予算・年度の途中に変更する予算（補正予算））
 - ・ 前年度 1 年間の決算の認定
 - ・ 金額の大きい契約の締結や一定規模の財産の処分
 - ・ 副市長や教育長、教育委員の同意
 - ・ 選挙管理委員会委員や一部事務組合議員（下水道組合や火葬場組合など）の議員の選挙
 - ③ ②の議案などの審査のための、内容の把握や分析、課題の検討や調査
（議案書、予算書、決算書、関連資料の精読）
- ※ 議案書については、基本的に開会日 1 週間前に送付

- ④ 一般質問や委員会での議案外質疑を通じた、市の執行機関における政策立案や実施の状況、事務の執行状況などへの確認やチェック、政策提案
- ⑤ 委員会活動として執行機関への所管事務調査
- ⑥ 議会運営の各種課題についての所管事項調査
- ⑦ 市民の方からの請願の紹介

(2) 本会議・委員会に直接は関係しないものの、議会で随時開催する会議

- ① 市議会議員全員協議会での協議や、執行機関からの報告の聴取
(令和6年1月から12月まで：8回開催)
- ② 災害時における市議会災害対策会議、感染症のまん延時における市議会感染症対策会議での課題の収集、検討、集約、執行機関への提言
(令和6年1月から12月まで：いずれも開催実績なし)

(3) 開かれた議会、議会と住民との対話に関する事業

- ① 市民と議員との意見交換会
(令和6年度：令和6年5月・令和7年1月の2回開催)
→ お寄せいただいた意見は各委員会に振り分けて調査の上、回答を公表。
次回の意見交換会時に資料として共有
- ② 中学校と市議会との協働事業
(令和6年度：令和6年10月から12月にかけて、戸頭中学校3学年と実施)
→ 中学生議会で可決された提案は、各委員会に振り分けて執行機関に調査
- ③ 新規採用職員と市議会議員との対話事業
(令和6年度：1回実施)
※ 新規採用職員にとっては普段なじみの薄い市議会議員との対話を通じ、市や市議会の現状や課題を相互に共有する時間として設定

(4) 研修会への参加

- ① 取手市議会主催の研修会への参加
(近時の議員研修会)
・改選後議員研修会・新人議員研修会(令和6年1月・2月)
※ 議会事務局主催
・議員研修会(令和6年8月・令和7年1月)
- ② 議長会主催の各種研修会への参加(直近：令和7年2月に4名参加)

（５）対外的対応

- ① 市議会議員の中から選挙・選任されている取手市の各種審議会や出資法人（文化事業団など）の会議への出席
- ② 一部事務組合議会・広域連合議会議員としての対応
- ③ 市内の各種行事・催事への、市議会議員としての来賓出席
例：小・中学校入学式や卒業式、運動会・体育祭、防災訓練、
消防団消防ポンプ操法競技大会、消防出初式、戦没者追悼式、
はたちのつどい、賀詞交換会、スポーツ大会、文化祭、産業まつり
- ④ 他自治体議会からの行政視察や対外的な使節への同席
（行政視察受入れ件数：令和６年度 49 件（45 日）、令和５年度 43 件（39 日））

（６）議員活動

- ① 市民の皆様から市政について寄せられるご意見・ご要望を伺った上での、執行機関への情報提供や課題の整理、議会への反映
- ② 議会活動での知見をもとにした、現在の市政の状況についての市民の皆様への情報提供や課題の共有
- ③ 市や市議会の取組、各種施策についての情報発信（SNS 媒体の活用など）

２ 議長の職務

議長は、議員のうちから議会の選挙により選ばれ、議会を代表する立場です。

議場の秩序の保持や議事の整理をはじめ、委員会への出席発言や会議録の作成、採決の際に可否同数となったときの裁決権、議会の開閉の宣告、議会事務局職員の任免など、幅広い権限を有しています。

実際には、次のような職務が挙げられます。

- ① 定例会・臨時会の本会議の議事進行・議事の整理
（派生業務：議事進行の準備や想定対応、議会開会前の事務調整）
- ② 議会を代表する立場としての事務統理
- ③ 各議長会への公務出席
（取手市議会が関係する議長会）
 - ・全国市議会議長会 ・関東市議会議長会
 - ・茨城県市議会議長会 ・茨城県南市議会議長会
 - ・全国競輪主催地議会議長会

- ④ 市内の各種行事・催事に、市議会を代表して来賓出席

(令和6年1月から12月 計51件)

例：市政協力員会議、とりで利根川大花火、社会を明るくする運動、
文化連盟理事会、市内各種団体総会・大会、道路や施設の開通式典、
市内各地区の夏祭りや防災訓練・スポーツイベント
みなかみ町交流会、昭和村秋まつり、国際交流団体催事

- ⑤ 他自治体と共同で構成する会議への出席や対応

- ⑥ 他自治体議会からの行政視察や、対外的な使節への対応

(令和6年1月から12月 計28件)

3 副議長の職務

副議長は、議長と同じく、議員のうちから議会の選挙により選ばれます。

議長が病気や事故等の事情で欠席を余儀なくされたときや、議長の辞職や逝去により議長が欠けたとき、議長の職務を行います。

実際には、次のような職務が挙げられます。

- ① 議長に事故があるとき又は欠けたとき、議長職務の執行

- ② 各議長会への公務出席

※ 副議長としての出席、議長の代理としての出席の両方のケースあり

- ③ 市内の各種行事・催事への出席

- ④ 他自治体議会からの行政視察や、対外的な使節への対応

※ 副議長としての出席、議長の代理としての出席の両方のケースあり

(令和6年1月から12月 計6件)

取手市議会のこれまでの特色ある取組

年・月	事 項
平成 17 年 3 月	・ 取手市と藤代町が合併。藤代町で実施していた議会メールマガジン「ひびきメール」を継続実施
平成 18 年 3 月	・ 会議録の外部委託を廃止。「会議録作成支援システム（音声認識システム）」を導入し、経費節減 ・ 議員等に配付する会議録の印刷製本も廃止。本庁舎内にある製本機を使用し、原本のほか 5 冊を議会事務局職員が作成して対応
平成 20 年 2 月	・ 取手市・藤代町合併後初の取手市議会一般選挙。定数 28 人
平成 20 年～ 平成 21 年	・ 議長発議により、「議会改革調査特別委員会」を設置し、正副議長・事務局、各会派から改革事項を提案し、調査
平成 21 年 5 月	・ 議会事務局職員により本会議インターネット配信を構築 ※ 無料のライブ配信サービスを利用
平成 21 年	・ 議員を 4 グループ、市内を 4 地区に分け、議会報告会を開催試行 ・ 市民約 10 人以上から開催依頼があったとき、議会事務局職員が行う出前講座のような形で「来て！見て！知って！取手市議会」を事業化
平成 22 年	・ 来て！見て！知って！取手市議会 初開催 ・ 採決表示システムを導入 ※ 導入経費捻出のため、5 年間、委員会視察旅費を凍結
平成 23 年	・ 議会基本条例策定調査特別委員会を設置 ・ 議会報告会を復活 ※ 市民から出された議会報告会再開を求める陳情が採択された。 ・ 議会ツイッター配信開始。
平成 24 年	・ 取手市議会基本条例を施行
平成 24 年 2 月	・ 取手市議会議員一般選挙。定数が 28 人から 26 人に。
平成 26 年 3 月	・ 取手市議会災害対応規程を制定 ※ 東日本大震災の際の反省を踏まえて設置
平成 27 年	・ 議会報告会を報告重視から意見交換重視に変更
平成 28 年 2 月	・ 取手市議会議員一般選挙。定数が 26 人から 24 人に。

平成 28 年	・議会災害対応規程に基づく招集訓練・情報集約訓練を実施 ・政務活動費の交付に関する条例を改正 → 領収証原本がないものは一切支出を認めず、かつ、市ホームページにおいて収支報告のみでなく、領収証も含め全て公開に。 ・中学生とのコラボ事業（協働事業）初開催（取手二中）
平成 29 年	・教育、福祉関係者とワールドカフェ方式による対話事業実施 ※ テーマ：いじめはなぜ起きるのか・いじめをなくすためには ・第 12 回マニフェスト大賞において、取手市議会・同議会事務局として優秀成果賞を受賞 ・女性議員による議会改革特別委員会を賛成多数で設置 ※ 7 人全員の女性議員が議長から委員に指名された。 ・前年に引き続き、中学生とのコラボ事業を開催。議員と議会事務局職員が各クラスに出向き、授業及び提案をまとめた後、各クラス代表生徒が中学生市議として議場で提案、質疑、採決まで行った。
平成 30 年	・議会報告会を「市民との意見交換会」に形を変えて開催 ・県内及び千葉県関係市の 21 市町、45 人の女性議員の参加をいただき、「女性議員による意見交換会」を開催 ・議員の欠席事由や、報酬減額条例の規定中、妊娠・出産及びそれに起因する疾病は除外するよう、議会会議規則を改正 ・乳幼児・児童も議長の許可なく傍聴席に入ることができるよう、傍聴規則を改正 ・第 13 回マニフェスト大賞において、取手市議会・同議会事務局として 2 年連続の優秀成果賞を受賞
令和 2 年	・政府の緊急事態宣言を踏まえ、市議会災害対策会議（現市議会感染症対策会議）をオンラインで開催 ・YouTube での本会議ライブ配信を委員会にも拡大 ・官民学連携によるデモテック協定締結 ※ 早稲田大学、一般社団法人地域経営推進センター、東京インタープレイ株式会社、取手市議会及び同議会事務局の四者協定 ・総務大臣に「オンライン本会議実現に向けた地方自治法改正を求める意見書」を直接提出 ・全市議に全額公費でタブレット端末を貸与。電子書棚アプリ登載 ・総務文教常任委員によるオンライン現地調査の実施 ・タブレット表決システムによる採決の実施 ・オンラインによる委員会出席を可能にする改正（討論・採決は除く）

令和2年（続）	・第15回マニフェスト大賞において、取手市議会・同議会事務局としてマニフェスト推進賞と審査委員会特別賞をダブル受賞 ・総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会が、それぞれオンラインで意見交換会を開催 ・新規採用職員との対話事業をオンライン開催 ・議案はじめ議会資料の原則ペーパーレス化の実施 ※ タブレット端末登載の電子書棚アプリを使用
令和3年	・タブレットやICTを活用した市議会災害対応訓練の実施 ・官民連携による音声テック協定締結 ※ 株式会社アドバンスト・メディア、取手市、取手市議会の三者協定 ・委員会で議案等の採決をオンライン表決により実施 ・議会改革度調査2020において全国第1位 ・オンライン委員会で、タブレット端末による表決を実施 ・AI・市民・議会による委員会記録作成と委員会（休憩中）での発言による議会参加の試行 ・第16回マニフェスト大賞において、取手市議会・同議会事務局としてマニフェスト推進賞を2年連続受賞
令和4年	・YouTube委員会ライブ配信に全方位カメラ（360度カメラ）導入 ・デジタル庁、総務省、自由民主党本部に「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」を、滋賀県大津市議会、滋賀県市議会議長会とともに提出 ・議会改革度調査2021において2年連続の全国第1位（市議会としては初） ・議会会議録視覚化システムを試行導入 ・永山中3年生との協働事業をハイブリッド型で初開催 ・藤代南中3年生との協働事業において、タブレット端末表決システムにより、教室からも表決
令和5年	・議員・委員派遣制度の充実と経費削減を図った所管事務調査の実施 ※ 建設経済常任委員会で一部委員のみを現地へ派遣し、オンラインで現地と取手市を接続。派遣委員以外はオンライン参加 ・議会改革度調査2022において全国第2位 ・令和4年度1年間で90団体・920名の視察来庁。過去最多

令和6年	・取手市議会議員一般選挙。2月15日から現在の議員の任期に。 ・委員会の選挙でタブレット端末を用いた投票を初実施 ・議会改革度調査 2023 において全国第6位 ・音声テック協定を期間延長。生成 AI 技術の活用を追加 ※ 議員の質問や討論の発言要約について、生成 AI 技術を活用中 ・執行機関が音声テック協定の中で導入した「生成 AI 技術を用いた議会答弁書作成支援システム」について、市議会議員にも運用開放 ・ペーパーレス化の取り組みについて、全国市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）で先進事例として紹介 ・オンラインの取り組みについて、総務省の地方議会活性化シンポジウムで先進事例として紹介 ・中学生との協働事業を戸頭中学校と初開催 ※ 二部制で行い、第一部は議員が教室に出向く出前授業を実施 第二部は戸頭中学校3学年全生徒が議場に来場し、中学生模擬議会を開催
------	---

本会議の日数、会議時間、開催回数、出席状況（令和6年1月から12月）

1 定例会の開催

		開会日	閉会日	会期日数	本会議日数
1	第1回定例会	2月29日	3月21日	22日	6日
2	第2回定例会	6月4日	6月17日	14日	6日
3	第3回定例会	9月3日	9月24日	22日	6日
4	第4回定例会	12月2日	12月25日	24日	7日

2 臨時会の開催

		開会日	閉会日	会期日数	本会議日数
1	第1回臨時会	2月15日	2月15日	1日	1日

3 本会議の日数・会議時間・出席状況

- ※ 下表中の「会議時間」：その日の開会時刻から散会時刻まで
（昼食休憩、午後長時間となる場合の10分から15分程度の途中休憩の時間を含む）
（提出予定議案オンライン事前説明はYouTubeでの映像配信時間数から計算）

（1）第1回定例会（3月議会）

		開会時刻	内容	会議時間	欠席
1	2月29日	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3人）	5時間02分	なし
2	3月1日	午前10時	一般質問（7人）	6時間40分	1人 忌引
3	3月4日	午前10時	一般質問（6人）	5時間49分	なし
4	3月5日	午前10時	一般質問（6人）	7時間27分	なし
5	3月6日	午前10時	議案質疑・付託	44分	なし
6	3月21日	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会	5時間37分	なし
※	2月26日	午後1時	提出予定議案のオンライン事前説明	5時間20分	

(2) 第2回定例会（6月議会）

		開会時刻	内容	会議時間	欠席
1	6月4日	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3人）	4時間59分	なし
2	6月5日	午前10時	一般質問（7人）	6時間24分	なし
3	6月6日	午前10時	一般質問（7人）	6時間35分	なし
4	6月7日	午前10時	一般質問（2人）	2時間02分	1人 看護
5	6月10日	午前10時	議案質疑・付託	27分	なし
6	6月17日	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会	2時間21分	なし
※	5月31日	午後1時	提出予定議案のオンライン事前説明	1時間30分	

(3) 第3回定例会（9月議会）

		開会時刻	内容	会議時間	欠席
1	9月3日	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3人）	4時間09分	なし
2	9月4日	午前10時	一般質問（7人）	6時間56分	なし
3	9月5日	午前10時	一般質問（7人）	8時間03分	1人 忌引
4	9月6日	午前10時	一般質問（3人）	4時間14分	なし
5	9月9日	午前10時	議案質疑・付託	2時間08分	なし
6	9月24日	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会	3時間26分	なし
※	8月28日	午後1時	提出予定議案のオンライン事前説明	4時間52分	

(4) 第4回定例会(12月議会)

		開会時刻	内容	会議時間	欠席
1	12月2日	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問(3人)	4時間25分	なし
2	12月3日	午前10時	一般質問(6人)	4時間19分	なし
3	12月4日	午前10時	一般質問(6人)	6時間39分	なし
4	12月5日	午前10時	一般質問(6人)	6時間46分	なし
5	12月6日	午前10時	議案質疑・付託	1時間24分	なし
6	12月13日	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決	2時間34分	なし
7	12月25日	午前10時	議案上程・提案理由説明・質疑・ 討論・採決・閉会	19分	なし
※	11月27日	午後1時	提出予定議案のオンライン事前説明	1時間20分	

(5) 第1回臨時会(2月15日)※ 取手市議会議員一般選挙による改選後の初議会

		開会時刻	内容	会議時間	欠席
1	2月29日	午前10時	開会、仮議席の指定、 議長志願者の所信表明、議長選挙、 議席の指定、 副議長志願者の所信表明、 副議長選挙、 議会運営委員会・常任委員会委員の 選任、 各一部事務組合等議会議員選挙、 議案上程・提案理由説明・質疑・ 討論・採決、閉会	6時間03分	なし

令和6年第2回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	6月4日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（岡口・長塚・染谷議員）
2	6月5日	水	本会議	午前10時	一般質問（赤羽・久保田・小堤・本田・古谷・杉山・加増議員）
3	6月6日	木	本会議	午前10時	一般質問（鈴木・関川・山野井・石井・遠山・佐野・落合議員）
4	6月7日	金	本会議	午前10時	一般質問（根岸・細谷議員）
5	6月8日	土	休会		
6	6月9日	日	休会		
7	6月10日	月	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	6月11日	火	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	6月12日	水	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	6月13日	木	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	6月14日	金	委員会	午前10時	議会運営委員会
12	6月15日	土	休会		
13	6月16日	日	休会		
14	6月17日	月	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	9月3日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（金澤・長塚・古谷議員）
2	9月4日	水	本会議	午前10時	一般質問（岡口・久保田・山野井・小堤・海東・細谷・杉山議員）
3	9月5日	木	本会議	午前10時	一般質問（石井・佐藤・根岸・鈴木・染谷・加増・佐野議員）
4	9月6日	金	本会議	午前10時	一般質問（本田・遠山・落合議員）
5	9月7日	土	休会		
6	9月8日	日	休会		
7	9月9日	月	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	9月10日	火	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	9月11日	水	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	9月12日	木	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	9月13日	金	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
12	9月14日	土	休会		
13	9月15日	日	休会		
14	9月16日	月 祝	休会		
15	9月17日	火	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
16	9月18日	水	委員会	午前10時	一般会計予算・決算審査特別委員会
17	9月19日	木	委員会	午前10時	議会運営委員会
18	9月20日	金	休会		議事整理日
19	9月21日	土	休会		
20	9月22日	日	休会		
21	9月23日	月 祝	休会		
22	9月24日	火	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議	本会議（一般会計） 令和6年度 補正予算5号	
	9月2日	月	一般質問資料提出 前日17時		～13時 議員提出		
1	9月3日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（金澤・長塚・古谷議員）		
2	9月4日	水	本会議	午前10時	一般質問（細谷・杉山） 山野井・小堤・海東・	本会議（一般会計） 令和6年度 補正予算6号 決算認定	
3	9月5日	木	本会議	午前10時	一般質問（加増・佐野） 岸・鈴木・染谷・	～13時 会派提出	
4	9月6日	金	本会議	午前10時 ～13時 議員提出	一般質問（加増・佐野） 山野井・小堤・海東・	総務 補正予算6号（所管分） 議案外質疑・	予・決特委 令和5年度決算資料請求
5	9月7日	土	休会			福祉 補正予算6号（所管分） 議案外質疑・	
6	9月8日	日	休会			建設 補正予算6号（所管分） 議案外質疑・	
7	9月9日	月	本会議	午前10時	議案質 問 ～13時 議員提出		
8	9月10日	火	委員会	午前10時	総務文教常任委員会 ～13時 議員提出		
9	9月11日	水	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会 ～13時 議員提出		
10	9月12日	木	委員会	午前10時	建設経済常任委員会 ～13時 議員提出	～12時 委員へ送信	
11	9月13日	金	委員会	午前9時	一般会計予算 ～13時 議員提出	予・決特委 令和5年度決算（土木費・教育費以外）	
12	9月14日	土	休会			予・決特委 令和5年度決算（土木費・教育費）	
13	9月15日	日	休会				
14	9月16日	月 祝	休会				
15	9月17日	火	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会		
16	9月18日	水	委員会	午前10時	一般会計予算・決算審査特別委員会		
17	9月19日	木	委員会	午前10時	議会運営委員会		
18	9月20日	金	休会		議事整理日		
19	9月21日	土	休会				
20	9月22日	日	休会				
21	9月23日	月 祝	休会				
22	9月24日	火	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会		

議 案 付 託 表

令和6年第1回定例会

○総務文教常任委員会

事 件 の 番 号	件 名
議案第 3 号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）（所管事項）
議案第 3 5 号	令和6年度取手市地方公平委員会特別会計予算

○福祉厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名
議案第 7 号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 1 号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 2 号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 3 号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）（所管事項）
議案第 2 5 号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 2 6 号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第 2 7 号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 3 1 号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 3 2 号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 3 3 号	令和6年度取手市介護保険特別会計予算

○建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名
議案第 1 5 号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第 1 6 号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
議案第 1 7 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 1 8 号	市道路線の認定について
議案第 1 9 号	市道路線の変更について
議案第 2 0 号	市道路線の廃止について
議案第 2 3 号	令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）（所管事項）
議案第 2 4 号	令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 8 号	令和 5 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 0 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第 3 4 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計予算

○一般会計予算・決算審査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名
議案第 2 9 号	令和 6 年度取手市一般会計予算

委員会の内容、日数、活動状況、開催時間（令和6年1月から12月）

1 取手市議会に設置されている委員会の状況

区分	名 称	委員数	開催回数		非公式の 集まり
			会期中	閉会中	
	議会運営委員会	8人	7回	4回	0回
常 任 委員会	総務文教常任委員会	8人	7回	2回	0回
	福祉厚生常任委員会	8人	5回	2回	0回
	建設経済常任委員会	8人	5回	2回	0回
特 別 委員会	一般会計予算・決算審査 特別委員会	10人	8回	3回	2回

- ・常任委員会については、議員 24 名が3つの常任委員会のいずれかに属しており、兼務はしていない。
- ・①議会運営委員会と常任委員会の兼務、②特別委員会と常任委員会の兼務、③議会運営委員会・特別委員会・常任委員会の兼務は、いずれも可能。実際に、現在2人の議員が議会運営委員会・常任委員会・特別委員会の3委員会の委員を兼ねている。

※ 非公式の集まり：委員会での調査に当たっての執行機関からの事前ヒアリング、勉強会
 ※ 令和6年2月14日までデモテック戦略特別委員会が設置されていたが、令和6年1月以降の開催実績がなかったことから、表からは割愛した。

2 各委員会の活動の概要と主な所管

（1）議会運営委員会

円滑な議会の運営を期するため、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る場としての役割を有し、次の事項を所掌する。

- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項

また、議会運営委員会で決定ないし申し合わせた事柄に基づいて各会派や議員の活動基準が作られたり、規制することになるなど、強い調整機能を有している。

取手市議会では、議会基本条例の定期的な検証・見直しや、政務活動費の運用における適用の可否や適用範囲の変更の検討、ICT 技術を活用した議会運営の運用の見直しの検討などについても、その都度、議会運営委員会で協議している。

(2) 常任委員会

3つの常任委員会のそれぞれが所管事務を有し、その所管事務に属する議案（条例案・予算など）の審査や、所管事務調査を行っている。また、取手市議会では、各定例会会期中の常任委員会の中で、議案外質疑を認めており、所管事務の範囲で、各委員が執行機関に対しその時々行政課題について質疑を行っている。

それぞれの常任委員会ごとの所管は次のとおり。

常任委員会名	委員会の所管事項	対応する市の行政機構
総務文教 常任委員会	総務及び財務に関する事項 教育に関する事項 消防に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項	総務部・政策推進部・ 財政部・ 教育委員会・消防本部
福祉厚生 常任委員会	健康及び福祉に関する事項	福祉部・健康増進部（※）
建設経済 常任委員会	土木、建築及び都市計画に関する事項 上下水道に関する事項 環境及び経済に関する事項 競輪に関する事項	まちづくり振興部・建設部・ 都市整備部

※ 市の行政組織機構改編に伴い、令和7年4月から健康福祉部・こども部となる予定

また、今任期中の各常任委員会では、常任委員会ごとに重点調査テーマを設けて調査を行っている。各常任委員会ごとの重点調査テーマ及び調査手法は次のとおり。

常任委員会名	重点テーマ	調査手法
総務文教 常任委員会	災害時の避難所運営	先進自治体への行政視察 調査項目の詳細（具体化）の協議 執行機関へのヒアリング（予定）
福祉厚生 常任委員会	保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善	現役の民間保育施設の保育士・保育教諭・幼稚園教諭へのオンラインアンケート調査 アンケート調査結果の分析と課題抽出 執行機関への取組状況調査
建設経済 常任委員会	駅前のにぎわい創出	先進自治体への行政視察

(3) 一般会計予算・決算審査特別委員会

取手市一般会計の当初予算（毎年3月の第1回市議会定例会で審議されるのが通例）、一般会計決算（毎年9月の第3回市議会定例会で審議されるのが通例）を審査するため設置されている。

3月・9月の定例会の会期中には、近時の状況としてはそれぞれ3日間開催され、集中的に審査が行われる。一例として、令和6年9月の第3回定例会の際の日程は次のとおり。

日程	審査の進め方・審査日程	会議時間
9月13日	歳入審査 歳出審査 ・議会費、総務費、消防費 ・民生費 ・衛生費、農林水産業費、商工費 ・災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費	5時間30分
9月17日	歳出審査 ・教育費 ・土木費 総括質疑事項確定のための委員間討議	5時間44分
9月18日	副委員長による総括質疑 委員のうち各会派代表者による総括質疑 委員間討議 討論、採決	1時間48分

取手市議会においては、決算における課題を執行機関に提示することを通じ、翌年度の予算編成の際に状況を確認する取組がこれまでも行われてきている。上の表の令和6年9月の決算審査（令和5年度一般会計決算審査）に当たっては、市の執行機関の各課が毎年作成している重点事業マネジメントシート（各課事業のうち主要な事業について、数値指標とその達成状況をまとめたもの）を基礎資料として用い、事前調査を行った。

具体的には、令和5年度の市の重点事業計190項目の中から、委員会として事前調査を行う事項として12項目を抽出し、2グループに分かれて7月に事前調査を行い、その調査結果を委員会全体で共有した上で決算審査に臨んだ。

そして、次の2点について、一般会計予算・決算審査特別委員会から議長を通じて市長に提言を行った。

- ① 教員不足への対応として、教員を集めるための工夫をさらに図ること。
- ② 移住・定住化促進の柱として、結婚新生活支援事業制度の拡充を図ること。

3 委員会の回数・会議時間・出席状況

※ 下表中の「会議時間」：その日の開会時刻から散会時刻まで

（昼食休憩、午後長時間となる場合の 10 分から 15 分程度の途中休憩、委員間で協議するための休憩時間を含む）

（1）議会運営委員会

		区分		会議時間	欠席	備考 (10 分未満の委員会の内容)
		会期中	閉会中			
1	2月15日	○		6分	なし	委員長・副委員長選挙
2	2月26日	○		1時間37分	なし	
3	3月19日	○		1時間7分	なし	
4	5月29日		○	59分	なし	
5	6月7日	○		23分	なし	
6	6月14日	○		1時間21分	なし	
7	8月27日		○	55分	なし	
8	8月30日		○	16分	なし	オンライン形式
9	9月19日	○		35分	なし	
10	11月26日		○	1時間22分	なし	
11	12月12日	○		43分	なし	

（2）総務文教常任委員会

		区分		会議時間	欠席	備考 (10 分未満の委員会の内容)
		会期中	閉会中			
1	2月15日	○		17分	なし	委員長・副委員長選挙
2	3月7日	○		2時間11分	なし	
3	3月19日	○		10分	なし	オンライン形式
4	6月11日	○		1時間58分	なし	
5	7月30日		○	1時間49分	なし	
6	9月10日	○		4時間17分	なし	
7	9月24日	○		2分	なし	執行機関からの発言取消申出の許可手続
8	11月1日		○	4時間02分	なし	先進地視察（常総市）
9	12月9日	○		4時間56分	なし	

(3) 福祉厚生常任委員会

		区分		会議時間	欠席	備考 (10分未満の委員会の内容)
		会期中	閉会中			
1	2月15日	○		6分	なし	委員長・副委員長選挙
2	3月8日	○		2時間01分	なし	
3	6月12日	○		1時間34分	なし	
4	7月17日		○	1時間05分	なし	
5	9月11日	○		2時間28分	なし	
6	11月20日		○	59分	なし	
7	12月10日	○		3時間46分	なし	

(4) 建設経済常任委員会

		区分		会議時間	欠席	備考 (10分未満の委員会の内容)
		会期中	閉会中			
1	2月15日	○		5分	なし	委員長・副委員長選挙
2	3月12日	○		2時間24分	なし	
3	4月26日		○	5時間07分	なし	先進地視察(土浦市)
4	6月13日	○		4時間13分	なし	
5	8月2日		○	1時間45分	なし	
6	9月12日	○		2時間19分	なし	
7	12月11日	○		1時間58分	なし	

(5) 一般会計予算・決算審査特別委員会

		区分		会議時間	欠席	備考 (10分未満の委員会の内容)
		会期中	閉会中			
1	2月29日	○		18分	なし	
2	3月13日	○		4時間54分	なし	
3	3月14日	○		3時間17分	なし	
4	3月18日	○		37分	なし	
5	5月10日		○	2時間07分	なし	オンライン形式
6	6月20日		○	1時間11分	なし	
7	8月9日		○	59分	なし	オンライン形式
8	9月6日	○		5分	なし	審査日程の変更手続
9	9月13日	○		5時間30分	なし	
10	9月17日	○		5時間44分	なし	
11	9月18日	○		1時間48分	なし	
	7月11日		○	(1時間15分)	なし	非公式(重点調査項目ヒアリング) ※7月11日1班/12日2班
	7月12日		○	(1時間20分)	1名	

※ 7月11日・12日のヒアリングは時間計測を行っていなかったため、概算時間

議員の兼業の状況

1 取手市議会議員の兼業の状況

取手市議会議員数	24 人
うち議員専業	17 人 (70.8%)
兼業（個人経営）	4 人 (16.6%)
兼業（法人所属）	3 人 (12.5%)

※ 令和6年2月改選時の提出書類記載事項を基に、その後議会事務局で把握しているもののみを反映して作成

2 全国の市議会議員の兼業の状況

議員専業	47.0%
農業・林業	9.3%
卸売・小売業	5.1%
建設業	3.8%
製造業	3.2%
学術研究、 専門・技術サービス業	2.6%
医療・福祉	3.2%
不動産・物品賃貸業	2.0%
宿泊・飲食サービス業	2.1%
教育、学習支援業	1.8%

金融・保険業	0.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.9%
生活関連サービス・娯楽業	1.3%
運輸・郵便業	0.7%
情報通信業	0.7%
漁業	0.4%
複合サービス業	0.3%
鉱業・碎石・砂利採取業	0.1%
サービス業 （他に分類されないもの）	4.9%
その他（不明含む）	9.9%

（全国市議会議長会 令和6年6月調査）

取手市議会政務活動費の状況

1 取手市議会政務活動費の制度

- ・取手市議会政務活動費の交付に関する条例・同条例施行規則に基づき交付
- ・1人（年）100,000円
- ・会派ごとに交付。会派に所属していない議員には議員個人に交付
- ・使途は条例・規則の枠内に限られる（次ページ参照）
- ・取手市議会では、領収書原本の提出を義務付けており、ホームページで公開
- ・収支報告書を作成の上、残余额については市へ返納する。

このため、課税所得は発生しない

議員個人に交付される政務活動費は、その全額が議員としての公的政務活動に必要な費用を賄うために充当される仕組みとなっています。

したがって、政務活動費が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから政務活動のために支出した費用を控除した収支差額については、所得が生ずることはありません。（残余额については、返還するため）

その結果、課税所得は発生しないこととなります。

（引用：■■■■県議会政務活動費マニュアル）

2 政務活動費の執行状況（令和6年度が執行中のため、令和4年度・5年度を記載）

（単位：円）

区分	交付会派	交付額	支出額	精算返納額
令和4年度	創和会	700,000	377,350	322,650
	みらい	600,000	600,000	0
	公明党	400,000	73,580	326,420
	日本共産党	400,000	65,200	334,800
	無会派クラブ	200,000	113,810	86,190
令和5年度	創和会	700,000	338,570	361,430
	みらい	600,000	494,400	105,600
	公明党	400,000	287,940	112,060
	日本共産党	300,000	70,550	229,450
	無会派クラブ	200,000	25,082	174,918

3 政務活動費が認められる使途（取手市政務活動費の交付に関する条例 別表）

項目	内容
調査研究費	会派又は当該会派の所属議員及び無会派議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派又は当該会派の所属議員及び無会派議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派及び無会派議員が行う活動，市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派及び無会派議員が行う住民からの市政，会派及び無会派議員の活動に対する要望，意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派及び無会派議員が要請，陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派及び無会派議員が各種会議を開催するために必要な経費，並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は当該会派に所属する議員及び無会派議員としての参加に要する経費
資料作成費	会派又は当該会派の所属議員及び無会派議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は当該会派の所属議員及び無会派議員が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費
人件費	会派及び無会派議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派及び無会派議員が行う活動に必要な事務所の設置，管理に要する経費

4 他団体比較（全国市議会議長会 市議会の活動に関する実態調査から）

令和5年12月31日現在、人口10万人以上20万人未満の146市における、議員1人当たりの交付月額（取手市議会：年額10万円／月額換算8,333円）

区分	市の数	分布率（％）	
1万円未満	2	1.4	←（取手市議会）
1万円以上2万円未満	18	12.3	
2万円以上3万円未満	46	31.5	
3万円以上5万円未満	55	37.7	
5万円以上10万円未満	24	16.4	
10万円以上20万円未満	1	0.7	
20万円以上	0	0.0	

※ 全724市のうち、月額1万円未満の市：取手市含め35市（全体の4.8％）

議員報酬の状況と経緯、積み上げ計算方式と加算

1 議員報酬の状況と経緯

(1) 議員報酬の状況

別紙資料⑦ - 2 「議員報酬等の状況」

(総務省 地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書 (令和2年9月)

参考資料から抜粋)

(2) 議員報酬のこれまでの基準の経緯

① 都道府県

都道府県の議会の議員（議長及び副議長を除く。）の報酬月額については、当該都道府県における部長（都にあっては、局長）に適用される等級の号給のうちその中間程度を基準として定めることを適当と考える。

出典：昭和37年11月21日 各都道府県知事宛て自治省行政局長通知

② 市

市議会議員の報酬額は、大都市は市三役給の平均給に相当する額、局・部長制を施行している市にあっては、局・部長給に相当する額、課長制を施行している市にあっては、課長給に相当する額をもって議員の報酬基準額とすることを原則とし、これに依らない都市については、その都市の財政状況等を考慮して係長給に見合う額を下らない額とする。

出典：昭和44年2月5日 市議会議員の報酬基準額について
(全国市議会議長会)

③ 町村

議員報酬の標準を次のとおりとした。

議 長：長の給料月額の 40%ないし 54%相当額

副議長：長の給料月額の 33%ないし 37%相当額

議 員：長の給料月額の 30%ないし 31%相当額

(注) 議員報酬を長の給料月額で算定した理由について（抜粋）

長の給料額と議員報酬との格差をどう考えるかということとなる。

これについては、常勤職である長と非常勤職である議員との職務形態の差異（職務の量的な差）を考慮し、両者の年間における職務遂行日数（議員については、議会活動日数等議員の職務遂行に費やす日数）を対比した比率によることが適当であると考えた。

出典：昭和 53 年 7 月 議員報酬のあり方について
(全国町村議会議長会政策審議会)

2 議員報酬の積み上げ式の事例

(1) 全国町村議会議長会：適正な議員報酬の水準の設定に関する考え方

別紙資料⑦ - 3：「適正な議員報酬の水準の検討について」（総務省資料）

(2) 市議会：議会活動換算日数モデルからの計算

「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告書

(平成 22 年 12 月 市議会)

市議会では、最終的に議員活動換算日数モデルを 169 日(169 日×8 時間=1,352 時間)と設定し、次の算出式により議員報酬月額を試算した。

$$\begin{array}{lcl} \text{試算議員報酬月額 (円)} & = & \text{市長給料月額 (円)} \times (\text{議員活動換算日数モデル} / \text{市長職務遂行日数}) \\ 494,000 \text{ (円)} & \div & 1,008,000 \text{ 円} \times (169 \text{ 日} / 345 \text{ 日}) \end{array}$$

なお、実際の市議会の議員報酬月額推移は次のとおりである。

区 分	改正年月日（単位：円／月額）			
	H6.10.1	H8.4.1	H16.1.1	H25.1.1
議 長	550,000	582,000	553,000	514,000
副議長	510,000	540,000	513,000	477,000
議 員	478,000	506,000	481,000	447,000
改正前対比	—	+5.8%	△5%	△7%
市長	1,095,000	1,159,000	1,008,000	937,000

（市議会白書 令和２年度版から抜粋）

（注）市については、令和７年１月１６日付けで市特別職報酬等審議会の答申が出されている。現在の市議会の議員報酬月額と、令和７年４月１日からの実施を適当とする答申額は、それぞれ次のとおりとなっている。

職 名	現行額（円）	答申額（円）
議 長	514,000	522,000
副議長	477,000	484,000
議 員	447,000	454,000
（参考記載）市長	937,000	951,000

３ 議員報酬への加算

（１）議員報酬への加算の基本的な考え方

現行自治法では、議員報酬とともに期末手当、費用弁償（以上自治法 203②③）、政務活動費（自治法 100⑭～⑯）が支給できる。議会力アップにとって必要である。

議員報酬はすでに検討したように個人別の格差を想定しているわけではないし、そうした発想から報酬額を算定すれば、会議等の表（おもて）に現れる活動のみが算定基準となる。

個人別報酬の発想とはまったく異なり、議会のリーダーに特別の報酬とすることは必要である。役割の相違による報酬額の差違も必要である。機関としての議会を作動させるには、議長のリーダーシップがいままで以上に重要となっているし、議会運営では実質的に委員会が重要な役割を果たさなければならず、その際委員長はいままで以上の活動が期待される。また、議長、委員長はそれぞれ副議長や副委員長とともに活動する。そこで、議長、委員長、さらに副議長や副委員長の役割を考慮して報酬額も確定する必要がある。

同時に、条例に基づき議員報酬だけではなく費用弁償、期末手当も支給できる。これらの検討は必要である。また、政務活動費の支給も条例に基づき可能となった。議会力アップの視点から、議員報酬とともに政務活動費、期末手当、費用弁償は必要である。

なお、これ以外の支給は法定されていない。したがって、若者手当、育児手当等の要望は議会・議員から聞かれるが、現行法上支給は困難である（自治法204②）。若者手当、育児手当という項目が法律上ない以前に、自治法による手当規定では議員は対象外となっている。これらの趣旨を活かすには、自治法等の改正の検討も必要である（所得損失手当、世話手当（育児・介護にかかる費用補償））。

引用：町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告（概要）から抜粋

（全国町村議会議長会 町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会）

（２）委員会の委員長職等への報酬加算の状況（取手市議会：加算なし）

（単位：万円）

区分	常任 委員長	常任 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	特別 委員長	特別 副委員長
市数 （全 815 市に対する割合）	220 （27.0％）	68 （8.3％）	212 （26.0％）	65 （8.0％）	62 （7.6％）	39 （4.8％）
平均加算額 （万円）	1.4	1.1	1.4	1.2	2.6	1.6

（注）全市に対する割合は、小数点第２位を四捨五入している。

平均加算額の数値は、百円単位を四捨五入している。

引用：市議会議員報酬に関する調査結果（令和５年 12 月 31 日現在）

（全国市議会議長会）

【地方自治法（昭和22年法律第67号）】

（議員報酬及び費用弁償）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○逐条地方自治法〔第9次改訂版〕（松本英昭 著）

- ・「議員報酬」という名称とされても、「報酬」という「一定の役務の対価として与えられる反対給付」であることには変わりがない。
- ・「給料」とは、労務に対する対価の意味においては報酬と同じであるが、本法においては常勤の職員に対するものを給料と称しているのであって、…（中略）…給料は、生活給の性格を有する。

（参考）人口段階別の議員報酬等の状況

人口段階	議員定数	議員報酬(円)	年間会期日数(日)
～1,000人未満	7.00	158,087	25.93
1,000人～10,000人未満	10.37	197,554	36.26
10,000人～30,000人未満	13.68	251,239	56.24
30,000人～100,000人未満	19.30	358,747	84.86
100,000人～（都道府県・指定都市を除く。）	30.10	514,657	96.12
指定都市	59.10	792,375	112.72
都道府県	57.17	814,417	111.37

出 典：全国都道府県議会議長会「第13回都道府県議会提要」、全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」、全国町村議会議長会「第65回町村議会実態調査結果の概要」、総務省「所属党派別人員調」・「地方公務員給与実態調査」等を基に作成。

調査時点：都道府県議会関係 → 議員定数については、H30.12.31現在、議員報酬月額については、H30.4.1現在、年間会期日数については、H26.1.1～H26.12.31実績。

市区議会関係 → 議員定数については、H30.12.31現在、議員報酬月額については、H30.12.31現在。年間会期日数については、H30.1.1～H30.12.31実績。

町村議会関係 → 議員定数については、R1.7.1現在。議員報酬月額については、R1.7.1現在。年間会期日数については、H30.1.1～H30.12.31実績。

※ 年間会期日数については、通年議会及び通年会期制を導入している団体を除く。

※ 議員報酬については、日当制(30,000円)としている福島県矢祭町を除く。

◆多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申 (第33次地方制度調査会・令和4年12月)(抄)

第2 議会における取組の必要性

1 多様な人材の参画を前提とした議会運営

(略)

加えて、特に小規模団体においては議員報酬が低水準であることが議員のなり手不足の要因となっているとの指摘がある。議員報酬の額は条例で定めることとされているが、議長の全国的連合組織との連携により、議員の活動量と長の活動量を比較し、議会・議員が住民自治をどのように進め、住民福祉の向上に取り組んでいるか活動内容を明確に示すことなどを通じて、適正な議員報酬の水準について議論を行っている取組もあり、こうした取組を参考に、住民の理解を得ながら、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。

【参照条文】地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

適正な議員報酬の水準の設定に関する考え方(全国町村議会議長会)

- 全国町村議会議長会は、令和4年2月、各議会において適正な議員報酬の水準を設定するにあたっての考え方を提示。

議員報酬

- 議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、議員報酬の水準を考える。（原価方式）
- 議会・議員の活動量について
 1. 議会改革（監視力・政策提言力の向上／地域・住民との連携強化）を進めれば活動量は増える。
 2. 単に活動量を増やすのではなく、その内容が問われる。
 3. 活動量とその内容を住民に示し理解を得ることが重要。
- 議会改革を（さらに）進め、その活動量と内容を住民に示し理解を得ることが、議員報酬の増額につながる。住民の理解がなにより大切。

原価方式の計算例(全国町村議会議長会)

○ 全国町村議会議長会は、令和4年2月、各議会において適正な議員報酬の水準を設定するにあたっての考え方を提示。

議会・議員の活動日数 _____ 日 (①+②+③の合計日数) × 首長の給料 _____ 円 = 議員報酬額 _____ 円
 首長の職務遂行日数 305 日

○ 議会活動

① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣

- ア 本会議 オ 協議調整の場 (全員協議会等)
- イ 常任委員会 カ 議員派遣
- ウ 特別委員会 キ 委員派遣
- エ 議会運営委員会

_____ ① 日

② 法定外会議・住民との対話等

- ア 法定外会議 (任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等)
- イ 議会としての住民対話 (議会報告会、住民懇談会、意見交換会等)
- ウ 研修会への出席
- エ 他の自治体からの視察受入れ対応
- オ その他の議会活動

_____ ② 日

○ 議員活動

③ 日常の議員活動

- ア 上記①・②に付随する活動
(議案の精読・作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等)
- イ 議員としての住民対話
(請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等)
- ウ 当該町村や各種団体主催の公的行事への出席
- エ その他の議員活動

_____ 時間 ÷ 8 ÷ ③ 日

○ 首長の職務遂行日数 年間 365日 - 60日 (土日、国民の祝日120日 ÷ 2) 305 日

※ 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい。

活動量を踏まえた議員報酬の算出例 福井県おおい町

- 平成29年以降、「議員報酬等検討会」・「議会運営委員会」において、住民に信頼されるための議会活動のため、住民への議会の見える化を第一とし、まずは議会の活性化に取り組み、その活動日数と内容に見合う適正な報酬を検討した。
- 活動量の算定に当たっては、活動内容を示すとともに、議員と同じく住民から直接選挙される「公選職」である首長の活動量と給料を基準としてその割合に基づき議員の報酬額を割り出す方式(原価方式)を採用。令和5年2月、議員報酬23万5千円を約20%増額する条例改正を実施(令和6年4月施行)

【議員報酬の改定の状況】

区分	議員報酬月額(改定率)	長との比較
議長	375,000円 (+25%)	44%
副議長	307,000円 (+25%)	36%
委員長	296,000円 (新設)	34%
議員	286,000円 (+21%)	33%

◆福井県おおい町議会

人口(住基) 7757人 (令和6年1月1日時点)

面積 212.19km²

議員定数 13人

常任委員会数 3 (総務 / 産業建設 / 予算決算)

議会事務局職員数 3人

議会費 114,435千円 ※令和6年当初

◆おおい町議会における議会活性化の取組例

- ・通年会期制の導入(R4)
- ・「委員会代表質問」を導入する議会基本条例改正(R6)
※委員会の代表者が所管事務について本会議質問できる制度
- ・タブレットの導入による資料のペーパーレス化(R1)
- ・議会だよりの充実(ページ増、アンケート等)
- ・議会報告会、出前懇談会の開催
- ・オンラインによる町民や団体との意見交換
- ・中学生議会の開催
- ・図書館における一般質問DVDの貸し出し
- ・災害時の議会と議員の行動指針を定めた「町議会災害時業務継続計画」の策定(R2)
- ・災害時の委員会へのオンライン出席・表決を可能とする条例改正

活動量を踏まえた議員報酬の算出例 福井県おおい町 ～続き～

【議員の活動量の調査と検証資料】

区分	会議等の名称	年間平均 実活動日数	日数の検証資料
A1	定例会、臨時会、全員協議会等、研修、議会運営 委員会、常任・特別委員会、BCP関連 等	59 日	招集通知、議事録、 全員協議会での報告等、 スケジュール管理アプ リの記録
A2	組合・広域連合、近隣市町振興協議会 要請活動、議員が就任する付属機関、 町主催行事への来賓参加 等	22 日	
B	議会報告会、議員出前懇談会	3 日	全員協議会での報告等、 議事録等
C	議案の精読、質問の作成、政務調査、 個人視察研修	17 日	報告書等、アンケート、 申告等
X	住民から受ける各種相談	6 日	申告等、記録
計	—	107 日	—

※活動日数は、4時間以内の議員活動は半日、4時間以上の議員活動は1日で算出

【議員報酬の算出】

町長の職務遂行日数 318日 = 33.65%

→ 町長の報酬額 85万円 × 33.64% ÷ 28万6,000円

議員報酬の見直しにあたり住民に理解を求める取組み 熊本県大津町

- 熊本県大津町議会では、令和4年12月から令和5年6月まで「議会活性化検討会議」において、また、令和5年9月から令和6年12月まで「議会活性化特別委員会」において「議員のなり手不足対策」について検討。
- 特別職報酬等審議会による審議を前に、議会の考えを説明する「町民の理解促進キャンペーン」を実施。公募住民や各種団体(PTA協議会、区長会)との意見交換会の開催のほか、議員報酬の見直しについて説明する動画をHPに掲載。
- 同審議会に対し、全国町村議会議長会モデルによる議員報酬の試算や意見交換会等における住民意見を取りまとめ資料として提出。

【議員報酬の改定の状況】 (令和6年12月議会で条例改正)

区分	議員報酬月額(改定率)	長との比較
議長	344,900円 (+4%)	42%
副議長	313,200円 (+14%)	38%
委員長	301,300円 (+15%)	36%
議員	293,900円 (+18%)	35%

◆熊本県大津町議会

人口(住基) 36,013人(令和6年1月1日時点)

面積 99.10km²

議員定数 16人

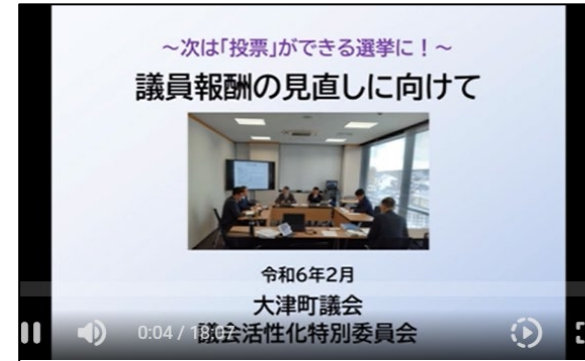
常任委員会数 3(総務/文教厚生/経済建設)

議会事務局職員数 3人

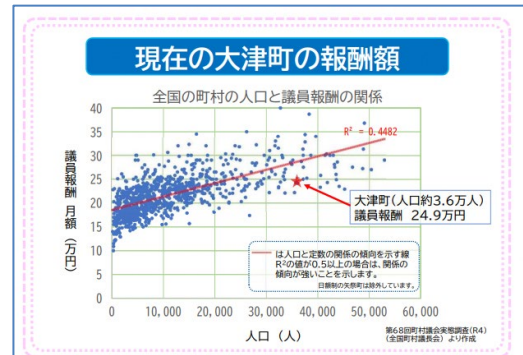
議会費 112,197千円 ※令和6年度当初



公募住民・各種団体との意見交換会



議会HP掲載動画



このグラフは全国の町村の議員報酬の水準と人口の関係を表したものです。
グラフの横軸は町村の人口、縦軸はその議員報酬の額となっています。
全国の町村との比較では、大津町は赤い星の位置になります。
人口と報酬に明らかな関係があるとはいえ、大まかな関係性ではありますが、標準的なラインである赤い線からは4万円ほど低い位置にあることがわかります。

議会HP掲載資料の例

茨城県内32市／常勤・非常勤特別職 報酬額の比率

令和6年4月1日現在

	自治体名	住民基本 台帳人口 (R6.4.1)	職員数 (R6.4.1)	市長	議長	比率	副市長	副議長	比率	教育長	議員	比率
1	水戸市	267,902	2,032	967,500	700,000	72.35%	858,450	630,000	73.39%	759,500	590,000	77.68%
2	つくば市	254,949	2,060	927,000	698,000	75.30%	762,000	626,000	82.15%	680,000	584,000	85.88%
3	日立市	165,914	1,376	957,900	615,000	64.20%	820,800	550,000	67.01%	739,900	510,000	68.93%
4	土浦市	141,977	1,040	968,000	570,000	58.88%	790,000	500,000	63.29%	710,000	467,000	65.77%
5	ひたちなか市	155,188	943	963,000	541,000	56.18%	778,000	504,000	64.78%	710,000	470,000	66.20%
6	古河市	140,238	894	970,000	500,000	51.55%	770,000	450,000	58.44%	670,000	400,000	59.70%
7	取手市	105,981	793	876,000	494,000	56.39%	718,000	444,000	61.84%	658,000	411,000	62.46%
8	筑西市	100,213	736	957,000	489,000	51.10%	775,000	433,000	55.87%	703,000	410,000	58.32%
9	坂東市	52,211	443	850,000	475,000	55.88%	687,000	430,000	62.59%	625,000	405,000	64.80%
10	龍ヶ崎市	75,453	431	927,000	469,000	50.59%	746,000	423,000	56.70%	685,000	398,000	58.10%
11	那珂市	53,348	493	841,000	464,000	55.17%	650,000	413,000	63.54%	604,000	395,000	65.40%
12	北茨城市	40,472	520	870,000	461,000	52.99%	714,000	413,000	57.84%	651,000	391,000	60.06%
13	神栖市	93,909	746	880,000	460,000	52.27%	700,000	410,000	58.57%	640,000	390,000	60.94%
14	笠間市	72,918	707	810,000	460,000	56.79%	720,000	425,000	59.03%	650,000	400,000	61.54%
15	常総市	60,934	527	783,000	460,000	58.75%	720,000	425,000	59.03%	660,000	400,000	60.61%
16	常陸太田市	45,185	549	885,000	460,000	51.98%	705,000	415,000	58.87%	665,000	395,000	59.40%
17	高萩市	25,909	308	760,500	455,000	59.83%	653,300	395,000	60.46%	609,600	375,000	61.52%
18	牛久市	83,920	372	880,000	450,000	51.14%	680,000	410,000	60.29%	640,000	390,000	60.94%
19	結城市	49,754	388	855,000	440,000	51.46%	680,000	395,000	58.09%	640,000	380,000	59.38%
20	石岡市	70,540	658	880,000	439,000	49.89%	700,000	401,000	57.29%	660,000	382,000	57.88%
21	守谷市	70,627	440	800,000	430,000	53.75%	646,000	397,000	61.46%	604,000	367,000	60.76%
22	下妻市	42,153	343	830,000	430,000	51.81%	670,000	390,000	58.21%	630,000	370,000	58.73%
23	つくばみらい市	53,441	426	821,000	426,000	51.89%	650,000	384,000	59.08%	606,000	362,000	59.74%
24	稲敷市	37,425	387	780,000	420,000	53.85%	680,000	380,000	55.88%	640,000	360,000	56.25%
25	小美玉市	48,547	503	856,000	411,000	48.01%	684,000	370,000	54.09%	640,000	349,000	54.53%
26	常陸大宮市	36,946	494	820,000	410,000	50.00%	643,000	370,000	57.54%	600,000	350,000	58.33%
27	鹿嶋市	65,439	432	836,000	396,000	47.37%	667,000	363,000	54.42%	602,000	342,000	56.81%
28	桜川市	38,026	375	834,000	394,000	47.24%	644,000	361,000	56.06%	580,000	345,000	59.48%
29	行方市	31,873	304	775,000	360,000	46.45%	598,000	306,000	51.17%	546,000	288,000	52.75%
30	鉾田市	46,685	363	745,000	350,000	46.98%	571,000	300,000	52.54%	536,000	280,000	52.24%
31	かすみがうら市	40,173	389	779,000	334,000	42.88%	592,000	285,000	48.14%	546,000	269,000	49.27%
32	潮来市	26,399	235	784,000	327,000	41.71%	608,000	279,000	45.89%	550,000	259,000	47.09%
	平 均	81,083	647	858,372	462,125	53.58%	696,267	414,906	59.17%	638,750	390,125	60.67%

※ 給料及び報酬の額は、月額（円）

類似団体／常勤・非常勤特別職 報酬額の比率

令和6年4月1日現在

	自治体名	A. 市長	B. 議長	比率 B/A	C. 副市長	D. 副議長	比率 D/C	E. 教育長	F. 議員	比率 F/E
1	取手市	876,000	494,000	56.39%	718,000	444,000	61.84%	658,000	411,000	62.46%
2	戸田市	970,000	540,000	55.67%	814,000	490,000	60.20%	746,000	450,000	60.32%
3	小樽市	983,000	534,000	54.32%	792,000	482,000	60.86%	668,000	441,000	66.02%
4	江別市	893,000	456,000	51.06%	722,000	407,000	56.37%	618,000	378,000	61.17%
5	会津若松市	937,000	514,000	54.86%	752,000	477,000	63.43%	668,000	447,000	66.92%
6	土浦市	968,000	570,000	58.88%	790,000	500,000	63.29%	710,000	467,000	65.77%
7	木更津市	960,000	530,000	55.21%	820,000	470,000	57.32%	750,000	450,000	60.00%
8	成田市	930,000	530,000	56.99%	800,000	490,000	61.25%	740,000	470,000	63.51%
9	我孫子市	855,000	530,000	61.99%	732,000	470,000	64.21%	669,000	440,000	65.77%
10	鎌ヶ谷市	900,000	505,000	56.11%	780,000	455,000	58.33%	705,000	430,000	60.99%
11	印西市	850,000	500,000	58.82%	710,000	440,000	61.97%	683,000	420,000	61.49%
12	武蔵野市	1,030,000	670,000	65.05%	865,000	600,000	69.36%	810,000	550,000	67.90%
13	昭島市	1,000,000	610,000	61.00%	850,000	550,000	64.71%	810,000	530,000	65.43%
14	小金井市	965,000	575,000	59.59%	825,000	520,000	63.03%	765,000	490,000	64.05%
15	国分寺市	900,000	540,000	60.00%	770,000	490,000	63.64%	710,000	470,000	66.20%
16	東久留米市	960,000	550,000	57.29%	840,000	510,000	60.71%	770,000	480,000	62.34%
17	多摩市	955,400	582,500	60.97%	835,000	531,700	63.68%	793,200	497,000	62.66%
18	海老名市	930,000	536,000	57.63%	746,000	451,000	60.46%	700,000	422,000	60.29%
19	座間市	921,000	541,000	58.74%	744,000	450,000	60.48%	696,000	419,000	60.20%
20	多治見市	1,005,000	584,000	58.11%	840,000	534,000	63.57%	665,000	486,000	73.08%
21	三島市	900,000	495,000	55.00%	720,000	435,000	60.42%	678,000	410,000	60.47%
22	伊勢市	1,006,000	564,000	56.06%	780,000	506,000	64.87%	678,000	448,000	66.08%
23	草津市	926,000	558,000	60.26%	779,000	492,000	63.16%	720,000	443,000	61.53%
24	池田市	686,000	700,000	102.04%	765,000	640,000	83.66%	675,000	600,000	88.89%
25	守口市	770,400	702,000	91.12%	753,300	666,000	88.41%	672,300	612,000	91.03%
26	富田林市	1,010,000	700,000	69.31%	840,000	650,000	77.38%	740,000	610,000	82.43%
27	河内長野市	1,000,000	660,000	66.00%	830,000	610,000	73.49%	730,000	570,000	78.08%
28	松原市	1,005,700	760,000	75.57%	840,700	670,000	79.70%	782,400	620,000	79.24%
29	大東市	950,000	660,000	69.47%	820,000	620,000	75.61%	740,000	590,000	79.73%
30	箕面市	940,000	720,000	76.60%	818,000	660,000	80.68%	724,000	610,000	84.25%
31	羽曳野市	990,000	700,000	70.71%	700,000	650,000	92.86%	700,000	600,000	85.71%
32	門真市	720,000	666,000	92.50%	680,000	634,500	93.31%	637,500	594,000	93.18%
33	三田市	982,000	636,000	64.77%	785,000	549,000	69.94%	687,000	500,000	72.78%
34	橿原市	954,000	622,000	65.20%	775,000	556,000	71.74%	706,000	509,000	72.10%
35	生駒市	954,000	610,000	63.94%	792,000	550,000	69.44%	705,000	500,000	70.92%
36	米子市	974,000	556,000	57.08%	811,000	487,000	60.05%	695,000	451,000	64.89%
37	廿日市市	940,000	520,000	55.32%	765,000	480,000	62.75%	702,000	440,000	62.68%
38	岩国市	965,000	540,000	55.96%	785,000	470,000	59.87%	685,000	440,000	64.23%
39	飯塚市	982,000	576,000	58.66%	800,000	496,000	62.00%	701,000	460,000	65.62%
40	筑紫野市	920,000	540,000	58.70%	755,000	480,000	63.58%	680,000	450,000	66.18%
41	春日市	952,100	589,200	61.88%	783,600	515,400	65.77%	703,900	470,600	66.86%
42	諫早市	960,000	560,000	58.33%	780,000	480,000	61.54%	675,000	450,000	66.67%
43	別府市	894,000	551,000	61.63%	742,000	496,000	66.85%	664,000	463,000	69.73%
44	延岡市	955,000	516,000	54.03%	770,000	471,000	61.17%	680,000	435,000	63.97%
45	霧島市	980,000	540,000	55.10%	764,000	432,000	56.54%	705,000	402,000	57.02%
46	宜野湾市	901,000	479,000	53.16%	742,000	426,000	57.41%	672,000	400,000	59.52%
47	浦添市	904,000	536,000	59.29%	749,000	479,000	63.95%	675,000	452,000	66.96%
48	沖縄市	903,000	520,000	57.59%	746,000	461,000	61.80%	674,000	433,000	64.24%
49	うるま市	893,000	473,000	52.97%	723,000	423,000	58.51%	652,000	398,000	61.04%
平均		933,183	576,738	62.23%	778,864	517,289	66.45%	703,602	481,864	68.51%

※ 給料及び報酬の額は、月額（円）

令和6年度財政力指数一覧

(単位:千円)

区 分 市町村名	基準財政需要額 (錯誤除く) A	基準財政収入額 (錯誤除く) B	財源不足額 (錯誤含む) C	交付決定額 D	標準税収入額等 E	臨時財政対策債 振替相当額 F	標準財政規模 (D+E+F) G	収入／需要			6年度 財政力指数	5年度 財政力指数	(参考) 差 引
								4年度	5年度	6年度			
1 水戸市	51,387,462	39,058,640	12,328,832	12,328,832	49,877,369	736,055	62,942,256	0.794	0.785	0.760	0.780	0.790	△ 0.010
2 日立市	33,543,133	25,286,109	8,265,081	8,265,081	32,215,585	206,736	40,687,402	0.777	0.772	0.754	0.768	0.774	△ 0.006
3 土浦市	26,502,924	21,769,042	4,731,473	4,731,473	27,723,208	136,593	32,591,274	0.816	0.800	0.821	0.812	0.809	0.003
4 古河市	27,285,074	19,982,556	7,309,087	7,309,087	25,325,689	140,894	32,775,670	0.730	0.723	0.732	0.728	0.723	0.005
5 石岡市	16,697,879	9,666,234	7,031,644	7,031,644	12,146,374	76,999	19,255,017	0.586	0.585	0.579	0.583	0.580	0.003
6 結城市	9,694,864	6,683,691	3,009,220	3,009,220	8,424,225	53,488	11,486,933	0.694	0.697	0.689	0.693	0.694	△ 0.001
7 龍ヶ崎市	13,798,331	9,779,067	4,019,317	4,019,317	12,340,141	77,079	16,436,537	0.722	0.710	0.709	0.714	0.715	△ 0.001
8 下妻市	9,450,164	6,822,718	2,627,452	2,627,452	8,652,935	36,932	11,317,319	0.645	0.668	0.722	0.678	0.646	0.032
9 常総市	13,845,216	9,529,236	4,315,983	4,315,983	12,095,666	74,320	16,485,969	0.695	0.700	0.688	0.694	0.689	0.005
10 常陸太田市	13,919,905	5,737,209	8,190,656	8,190,656	7,134,335	40,630	15,365,621	0.398	0.409	0.412	0.406	0.398	0.008
11 高萩市	6,616,595	3,735,638	2,880,956	2,880,956	4,692,184	29,989	7,603,129	0.577	0.577	0.565	0.573	0.570	0.003
12 北茨城市	9,472,302	6,311,107	3,156,292	3,156,292	8,006,398	47,291	11,209,981	0.682	0.677	0.666	0.675	0.670	0.005
13 笠間市	17,218,229	10,509,972	6,695,865	6,695,865	13,270,266	70,191	20,036,322	0.578	0.590	0.610	0.593	0.576	0.017
14 取手市	22,091,470	13,002,777	9,077,813	9,077,813	16,376,549	106,840	25,561,202	0.603	0.594	0.589	0.595	0.597	△ 0.002
15 牛久市	14,649,576	11,286,988	3,353,299	3,353,299	14,326,127	90,267	17,769,693	0.796	0.781	0.770	0.782	0.798	△ 0.016
16 つくば市	42,099,561	46,172,164	0	0	59,775,576	0	59,775,576	1.092	1.108	1.097	1.099	1.072	0.027
17 ひたちなか市	26,317,559	23,788,199	2,529,311	2,529,311	30,293,775	94,795	32,917,881	0.895	0.905	0.904	0.901	0.905	△ 0.004
18 鹿嶋市	12,430,111	11,782,634	647,476	647,476	15,103,666	24,708	15,775,850	0.972	0.974	0.948	0.965	0.974	△ 0.009
19 潮来市	6,974,073	3,308,712	3,665,362	3,665,362	4,153,779	26,098	7,845,239	0.483	0.483	0.474	0.480	0.479	0.001
20 守谷市	11,521,635	10,896,065	625,570	625,570	14,002,460	22,753	14,650,783	0.958	0.963	0.946	0.956	0.957	△ 0.001
21 常陸大宮市	12,570,893	5,394,654	7,173,795	7,173,795	6,766,004	39,153	13,978,952	0.421	0.431	0.429	0.427	0.420	0.007
22 那珂市	11,840,393	7,043,060	4,797,333	4,797,333	8,838,821	58,363	13,694,517	0.620	0.614	0.595	0.610	0.615	△ 0.005
23 筑西市	22,727,557	14,429,893	8,290,232	8,290,232	18,214,871	119,674	26,624,777	0.667	0.653	0.635	0.652	0.654	△ 0.002
24 坂東市	11,975,435	8,033,873	3,904,402	3,904,402	10,164,566	53,385	14,122,353	0.648	0.664	0.671	0.661	0.645	0.016
25 稲敷市	12,135,659	5,771,144	6,358,855	6,358,855	7,246,779	43,819	13,649,453	0.475	0.474	0.476	0.475	0.469	0.006
26 かすみがうら市	10,126,020	5,759,797	4,359,542	4,359,542	7,265,628	45,908	11,671,078	0.577	0.572	0.569	0.573	0.573	0.000
27 桜川市	10,857,175	4,896,245	5,960,929	5,960,929	6,119,622	40,995	12,121,546	0.462	0.469	0.451	0.461	0.462	△ 0.001
28 神栖市	17,103,776	22,704,216	0	0	29,182,522	0	29,182,522	1.338	1.368	1.327	1.344	1.334	0.010
29 行方市	10,030,518	4,528,381	5,502,140	5,502,140	5,695,152	31,518	11,228,810	0.429	0.444	0.451	0.441	0.430	0.011
30 銚田市	12,276,747	5,624,758	6,651,988	6,651,988	7,049,952	41,985	13,743,925	0.460	0.465	0.458	0.461	0.457	0.004
31 つくばみらい市	11,555,766	8,535,308	3,020,458	3,020,458	10,897,053	65,652	13,983,163	0.768	0.751	0.739	0.753	0.746	0.007
32 小美玉市	12,375,903	6,949,092	5,400,106	5,400,106	8,760,896	57,215	14,218,217	0.576	0.568	0.562	0.569	0.571	△ 0.002
市 計	541,091,905	394,779,179	155,880,469	155,880,469	502,138,173	2,690,325	660,708,967	0.685	0.687	0.681	0.684	0.681	0.003

令和6年度財政力指数一覧

(単位:千円)

区 分 市町村名	基準財政需要額 (錯誤除く) A	基準財政収入額 (錯誤除く) B	財源不足額 (錯誤含む) C	交付決定額 D	標準税収入額等 E	臨時財政対策債 振替相当額 F	標準財政規模 (D+E+F) G	収入／需要			6年度	5年度	(参考) 差 引
											財政力指数	財政力指数	
								4年度	5年度	6年度			
33 茨城町	7, 208, 386	4, 271, 787	2, 936, 601	2, 936, 601	5, 379, 005	30, 609	8, 346, 215	0. 593	0. 592	0. 593	0. 593	0. 582	0. 011
34 大洗町	3, 871, 592	2, 504, 601	1, 366, 990	1, 366, 990	3, 198, 810	20, 130	4, 585, 930	0. 676	0. 656	0. 647	0. 660	0. 663	△ 0. 003
35 城里町	6, 009, 660	2, 190, 707	3, 818, 952	3, 818, 952	2, 714, 350	16, 362	6, 549, 664	0. 365	0. 365	0. 365	0. 365	0. 360	0. 005
36 東海村	7, 003, 218	9, 217, 831	0	0	11, 924, 085	0	11, 924, 085	1. 396	1. 373	1. 316	1. 362	1. 378	△ 0. 016
37 大子町	6, 064, 677	1, 966, 920	4, 097, 757	4, 097, 757	2, 428, 082	14, 854	6, 540, 693	0. 316	0. 333	0. 324	0. 324	0. 319	0. 005
38 美浦村	4, 075, 599	2, 477, 053	1, 592, 327	1, 592, 327	3, 162, 994	19, 142	4, 774, 463	0. 613	0. 600	0. 608	0. 607	0. 611	△ 0. 004
39 阿見町	9, 066, 486	8, 016, 458	1, 024, 537	1, 024, 537	10, 202, 624	35, 050	11, 262, 211	0. 879	0. 873	0. 884	0. 879	0. 872	0. 007
40 河内町	3, 105, 005	990, 617	2, 114, 388	2, 114, 388	1, 220, 362	8, 337	3, 343, 087	0. 327	0. 328	0. 319	0. 325	0. 326	△ 0. 001
41 八千代町	4, 960, 924	3, 100, 258	1, 860, 668	1, 860, 668	3, 915, 595	21, 598	5, 797, 861	0. 606	0. 628	0. 625	0. 620	0. 605	0. 015
42 五霞町	2, 705, 704	2, 151, 454	530, 164	530, 164	2, 780, 609	15, 107	3, 325, 880	0. 793	0. 794	0. 795	0. 794	0. 789	0. 005
43 境町	5, 570, 172	3, 616, 421	1, 953, 750	1, 953, 750	4, 574, 458	30, 596	6, 558, 804	0. 683	0. 679	0. 649	0. 670	0. 669	0. 001
44 利根町	3, 928, 520	1, 415, 844	2, 512, 676	2, 512, 676	1, 734, 231	11, 961	4, 258, 868	0. 384	0. 370	0. 360	0. 371	0. 378	△ 0. 007
町 村 計	63, 569, 943	41, 919, 951	23, 808, 810	23, 808, 810	53, 235, 205	223, 746	77, 267, 761	0. 636	0. 633	0. 624	0. 631	0. 629	0. 002
合 計	604, 661, 848	436, 699, 130	179, 689, 279	179, 689, 279	555, 373, 378	2, 914, 071	737, 976, 728	0. 672	0. 672	0. 666	0. 670	0. 667	0. 003

(注) 財政力指数の市計、町村計、合計欄は、単純平均となります。